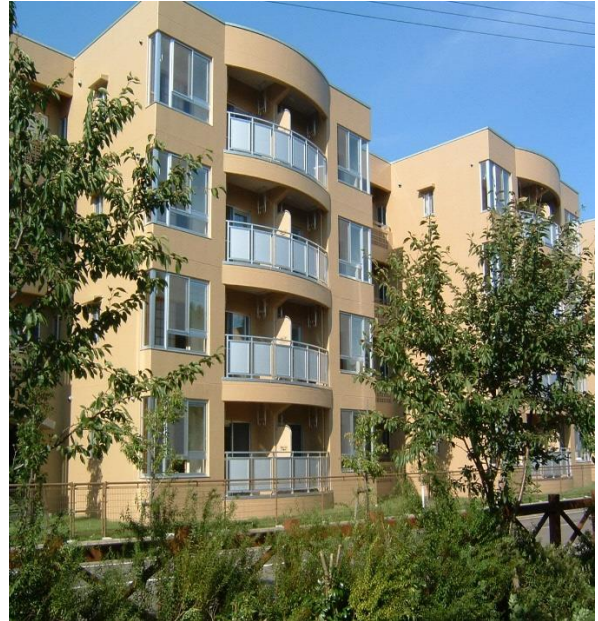


入居者募集のご案内 (特定公共賃貸住宅)

作成日：令和5年4月



写真：港町特定公共賃貸住宅



写真：南川特定公共賃貸住宅（頸城区）

受付期間：入居の申込みは、随時受け付けています。

住宅の種類：特定公共賃貸住宅（上越市が建てた住宅）



【お問い合わせ先】

上越市都市整備部 建築住宅課 公営住宅係

〒943-8601

新潟県上越市木田1-1-3

電話：025-526-5111

FAX：025-526-6112

(メールアドレス) kenjuu@city.joetsu.lg.jp

(ホームページ) <https://www.city.joetsu.niigata.jp>

目次

	ページ
1 ご存じですか（お申込みの前に必ずお読みください。）	1
(1) 特定公共賃貸住宅について	(2) 住宅の所在地
(3) 入居者資格	(4) 住宅の家賃
(5) 申込書類の提出先	
2 入居者資格	2
(1) 所得の基準月額	(2) 入居者資格
3 収入の制限	3～8
(1) 月額所得の計算方法	(2) 対象となる収入
(3) 世帯全員の収入額、所得額、控除額、月額所得を 計算してみましょう。	
4 申込み上の注意	9～10
(1) 申込みをする前に	(2) 入居手続きについて
5 家賃・共益費等と公営住宅のルール	11～14
(1) 入居後の経費	(2) 入居する住宅の修繕等
(3) 家賃または税金の滞納	(4) 連絡人を変更するとき
(5) 住宅管理人	(6) 駐車場
(7) 住宅内で守るべきルール	(8) 暴力団員に関する注意点
6 案内図	15
7 市内の住宅一覧	16
【高田地区】南城町	
【直江津地区】黒井、春日新田、港町	
【区】安塚区（板尾、安塚）、浦川原区（メゾン山崎）、 大島区（深沢、中島：世帯用・単身用）、牧区（小川、東荒井）、 頸城区（南川）、吉川区（ハイツ桜咲）、清里区（平成）	
8 間取・設備一覧	17
9 入居申込みに必要な書類	18

1 ご存じですか（お申し込みの前に必ずお読みください。）

（1）特定公共賃貸住宅について

特定公共賃貸住宅は、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づいて、上越市が建設した住宅です。地域の多様な賃貸住宅の需要にお応えするとともに、生活の向上と安定を図ることを目的としています。

この「入居者募集のご案内」をご覧くださいの上、お申込みください。

（2）住宅の所在地

特定公共賃貸住宅は、市内各所にあります。この入居者募集案内の 15 ページの案内図をご覧ください。

（3）入居者資格

特定公共賃貸住宅は所得制限などの入居資格があります。詳しくは 2 ページ以降をご覧ください。

※ 未成年の方は申込みができません。（ただし、未成年で婚姻している方、就労している方は、成人扱いとします。）

（4）住宅の家賃

特定公共賃貸住宅の家賃は、入居後、物価、近隣家賃に変動が生じた場合など、見直しを行うことがありますので、あらかじめご承知おきください。各住宅の家賃については、16 ページの市内の住宅一覧表をご覧ください。

※ 特定公共賃貸住宅は、入居前に敷金が必要です（家賃 3 か月分）。

（5）申込書類の提出先

特定公共賃貸住宅の申込みは、必要な書類をご用意のうえ、市役所建築住宅課または次の総合事務所に提出ください。

＜公営住宅のご相談、入居申込、手続きはこちらまで＞

- | | | |
|-------------|--------|-----------------|
| ・ 建築住宅課 | 公営住宅係 | 電話 025-526-5111 |
| ・ 浦川原区総合事務所 | 建設グループ | 電話 025-599-2301 |
| ・ 柿崎区総合事務所 | 建設グループ | 電話 025-536-2211 |
| ・ 板倉区総合事務所 | 建設グループ | 電話 0255-78-2141 |

2 入居者資格

特定公共賃貸住宅は、中堅所得者向けの優良な賃貸住宅です。そのため、入居申込みができる方については、所得の制限などの入居要件があります。

※ 入居前に家賃3か月分の敷金が必要になります。

(1) 所得の基準月額

＜申込み世帯の月額所得が次の基準月額の範囲内であること＞

住宅の種別	特定公共賃貸住宅	
基準月額	158,001 円以上	487,000 円以下

※ 月額所得の算出方法は、3 ページ以降をご確認ください。

(2) 入居者資格

次の①～⑦の条件をすべて満たすこと。

- ① 月額所得が政令で定める金額に適合する方であること。
- ② 自ら居住するため、住宅を必要とすること。
- ③ 申込者（その同居者、または同居しようとする親族を含む。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員をいう。）でないこと、かつ暴力団員でないことを確認するための警察署への照会に同意すること。

※ 入居後に暴力団員であることが判明した場合には、明渡請求事由に該当し、明け渡しを求めます。

- ④ 入居者全員が市県民税、国民健康保険税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税、保育料等の各種市税等の滞納がないこと。
- ⑤ 次の役割を担うことができる連絡人を1人たてられること。
 - ・市から入居者への連絡が困難な場合、市に代わる入居者への連絡。
 - ・安否確認等の緊急時の際の対応。
 - ・入居者が市へ提出する届出等、各種手続きへの協力。
 - ・入居者が家賃、駐車場使用料等を滞納したときの納付の働きかけ。

- ⑥ 家賃3か月分の敷金を納入できること。（礼金はありません。）

※ 入居決定後、指定する納入期限までに納めていただきます。

- ⑦ 市が実施する工事や修繕、設備の点検に協力できること。

3 収入の制限

特定公共賃貸住宅は、中堅所得者層向けの賃貸住宅です。申し込み前に、世帯の月額所得(国の基準に基づき算出)を計算し、入居可能かどうかをご確認ください。

(1) 月額所得の計算方法

収入がある方について、一人ひとり計算します。

- ① それぞれの方の年収から所得を計算し、全員の所得を合算して世帯全員の所得の合計(A)を求めます。
- ② 次に、該当する障害者、ひとり親等の控除額を求めます。世帯全員の所得の合計から控除総額(B)を控除します。
- ③ (A)から(B)を引き、12(月)で割った額が月額所得(C)となります。

$$\left(\begin{array}{c} \text{世帯全員の} \\ \text{所得の合計} \\ \text{(A)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{控除総額} \\ \text{(B)} \end{array} \right) \div 12 \text{ (月)} = \text{月額所得 (C)}$$

(2) 対象となる収入

申込み時点でパートやアルバイトであっても働いていれば、金額に関わらず収入となります。また、働き始めたばかりの仕事の収入も含まれます。ただし、入居申込日までに辞めたお仕事で得た収入は除外します。

月額所得は、対象となる収入から住民税や社会保険料を控除する前の支払額をもとに計算します。

対象となる収入	<ul style="list-style-type: none">・給与収入(パート・アルバイトを含む)・国民年金、厚生年金、その他の公的年金・営業所得、不動産所得、その他の恒常的な所得等
対象とならない収入	<ul style="list-style-type: none">・非課税年金(障害者年金、遺族年金など)・非課税所得(仕送り、労災保険、休業補償など)

※ 詳しくは、建築住宅課までお問い合わせください。

(3) 世帯全員の収入額、所得額、控除額、月額所得を計算してみましょう。

ア. 年間収入の計算

年間収入の計算方法は次のとおりです。収入のある方について、入居申込日現在の状況で、一人ずつ年間収入を計算してみましょう。

収入の種類	現在の仕事の就職日		年間収入となる額
給与収入・ 事業収入	前年以前		前年の1月～12月の1年分
	前年の 1月1日 以降	1年以上勤めている	直近の12か月分
		1年経過していない	働き始めた月から見込みを含めて1年分
年金収入	—		1回の支給額×支給回数

※複数の年金がある方は、合算してください。

<メモ欄（年間収入額を書きとめておきましょう。）>

- | | |
|--|--|
| <p>① 申込者（世帯1人目）</p> <p>給与収入 _____ 円</p> <p>年金収入 _____ 円</p> <p>事業収入等 _____ 円</p> | <p>② 同居者（世帯2人目）</p> <p>給与収入 _____ 円</p> <p>年金収入 _____ 円</p> <p>事業収入等 _____ 円</p> |
| <p>③ 同居者（世帯3人目）</p> <p>給与収入 _____ 円</p> <p>年金収入 _____ 円</p> <p>事業収入等 _____ 円</p> | <p>④ 同居者（世帯4人目）</p> <p>給与収入 _____ 円</p> <p>年金収入 _____ 円</p> <p>事業収入等 _____ 円</p> |
| <p>⑤ 同居者（世帯5人目）</p> <p>給与収入 _____ 円</p> <p>年金収入 _____ 円</p> <p>事業収入等 _____ 円</p> | <p>⑥ 同居者（世帯6人目）</p> <p>給与収入 _____ 円</p> <p>年金収入 _____ 円</p> <p>事業収入等 _____ 円</p> |
| <p>⑦ 同居者（世帯7人目）</p> <p>給与収入 _____ 円</p> <p>年金収入 _____ 円</p> <p>事業収入等 _____ 円</p> | <p>⑧ 同居者（世帯8人目）</p> <p>給与収入 _____ 円</p> <p>年金収入 _____ 円</p> <p>事業収入等 _____ 円</p> |

イ. 所得額の計算

「上記アのメモ欄」で書きとめた世帯一人ひとりの給与や年金等の収入を、下表（A）にそれぞれ当てはめ、所得金額を計算してみましよう。

【給与収入の場合】

年間収入額（A）	所得金額
～ 550,999 円	0 円
551,000 円 ～ 1,618,999 円	(A) - 550,000 円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	$(A) \div 4 \times 2.4 + 100,000$ 円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	$(A) \div 4 \times 2.8 - 80,000$ 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	$(A) \div 4 \times 3.2 - 440,000$ 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	(A) $\times 0.9 - 1,100,000$ 円
8,500,000 円 ～	(A) - 1,950,000 円

※ $(A) \div 4$ は、1,000 円未満を切り捨てる

【年金収入の場合】

■ 64 歳以下の場合	
年間収入額（A）	所得金額
～ 600,000 円	0 円
600,001 円 ～ 1,299,999 円	(A) - 600,000 円
1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	(A) $\times 0.75 - 275,000$ 円
4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	(A) $\times 0.85 - 685,000$ 円

■ 65 歳以上の場合	
年間収入額（A）	所得金額
～ 1,100,000 円	0 円
1,100,001 円 ～ 3,299,999 円	(A) - 1,100,000 円
3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	(A) $\times 0.75 - 275,000$ 円
4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	(A) $\times 0.85 - 685,000$ 円

【事業収入の場合】

確定申告書等に記載した額が、そのまま所得額になります。

<メモ欄（年間所得額を書きとめておきましょう。）>

① 申込者（世帯1人目）

給与所得 _____ 円

年金所得 _____ 円

事業所得等 _____ 円

② 同居者（世帯2人目）

給与所得 _____ 円

年金所得 _____ 円

事業所得等 _____ 円

③ 同居者（世帯3人目）

給与所得 _____ 円

年金所得 _____ 円

事業所得等 _____ 円

④ 同居者（世帯4人目）

給与所得 _____ 円

年金所得 _____ 円

事業所得等 _____ 円

⑤ 同居者（世帯5人目）

給与所得 _____ 円

年金所得 _____ 円

事業所得等 _____ 円

⑥ 同居者（世帯6人目）

給与所得 _____ 円

年金所得 _____ 円

事業所得等 _____ 円

⑦ 同居者（世帯7人目）

給与所得 _____ 円

年金所得 _____ 円

事業所得等 _____ 円

⑧ 同居者（世帯8人目）

給与所得 _____ 円

年金所得 _____ 円

事業所得等 _____ 円

世帯の合計所得額 _____ 円 ……(A)

ウ. 控除額の計算

世帯の状況に応じて、下記の表の控除額を、下段の控除額記入欄に当てはめ、世帯の控除額の合計を計算してみましょう。

控除の種類	控除の要件	控除額 (1人につき)
①給与所得者等 控除	入居者・同居者のうち、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者がいる場合	10万円 ※所得が控除額未満の場合はその金額
②同居親族控除	申込者本人以外で同居しようとする親族	38万円
③同居外(別居) 扶養親族	同居しないが所得税法上の扶養親族	38万円
④老人扶養親族	70歳以上の扶養親族又は同一生計配偶者	10万円
⑤特定扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族	25万円
⑥特別障害者	身体障害者手帳1～2級、精神障害者手帳1級、療育手帳のA判定の方	40万円
⑦障害者	特別障害者以外で、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持する方	27万円
⑧ひとり親	<u>次のすべてに該当する方</u> ①現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない人 ②総所得金額が48万円以下の生計を一にする子のある人 ③合計所得金額が500万円以下の人 ④事実上の婚姻関係にあると認められる人がいないこと	35万円 ※所得が控除額未満の場合はその金額
⑨寡婦 ※ひとり親に該当する場合を除く。	<u>次のいずれかに該当する方</u> ①夫と離婚した後再婚せず、扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下で、事実上、婚姻関係があると認められる人がいないこと ②夫と死別した後再婚せず又は夫の生死が明らかでない場合で、合計所得金額が500万円以下で、事実上、婚姻関係があると認められる人がいないこと	27万円 ※所得が控除額未満の場合はその金額

控除額記入欄

- | | | | |
|---------------|--------------|---|--------|
| ① 給与所得者等控除 | 1人当たり最大 10万円 | = | _____円 |
| ② 同居親族控除 | 38万円×()人 | = | _____円 |
| ③ 同居外(別居)扶養親族 | 38万円×()人 | = | _____円 |
| ④ 老人扶養親族 | 10万円×()人 | = | _____円 |
| ⑤ 特定扶養親族 | 25万円×()人 | = | _____円 |
| ⑥ 特別障害者 | 40万円×()人 | = | _____円 |
| ⑦ 障害者 | 27万円×()人 | = | _____円 |
| ⑧ ひとり親 | 1人当たり最大 35万円 | = | _____円 |
| ⑨ 寡婦 | 1人当たり最大 27万円 | = | _____円 |



世帯の合計控除額 _____円・・・(B)

エ. 「世帯の合計所得額」と「世帯の合計控除額」から「月額所得」を計算
 P.6 で求めた世帯の合計所得額(A)と、上記で求めた世帯の合計控除額(B)から、月額所得(C)を計算します。

合計所得額(A)	合計控除額(B)	月額所得(C)
(_____円)	－ (_____円)	÷ 12月 = (_____円)

* 月額所得(C)の額が158,001円以上487,000円以下であれば、申込み可能です。

4 申込み上の注意

(1) 申込みをする前に

- ① 市営住宅入居申込書に必要事項を記入の上、指定の受付場所へ持参ください。
- ② 原則、申込み後の希望住宅の変更はできません。検討の上、申込みください。
- ③ 入居申込みは、1世帯1戸の申込みに限ります。1世帯で2戸以上の申込みをした場合は、申込みが無効になり、公営住宅への入居申し込みはできません。
- ④ 入居申込み日現在、入居者資格を満たしていない方は申込みできません。また、申請書等に虚偽のあるときは、申込み・入居は無効になります。
- ⑤ 入居決定に際し、次の役割を担うことができる連絡人(1人)が必要となります。
 - ・ 市から入居者への連絡が困難な場合、市に代わる入居者への連絡
 - ・ 安否確認等、緊急時の際の対応
 - ・ 入居者が市へ提出する届出等、各種手続きへの協力
 - ・ 入居者が家賃、駐車場使用料等を滞納したときの納付の働きかけ
- ⑥ 市税、各種使用料(保育料など)等の滞納があるときは、申込みができません。
 - ※ 詳しくは建築住宅課までお問い合わせください。
- ⑦ 駐車場は原則1台のみ利用可能です(2台目以降は住宅ごとに取り扱いが異なりますので、建築住宅課までお問い合わせください。)
 - ※ 入居時に別途駐車場の利用申込みが必要です。
- ⑧ 各住宅には浴槽設備(風呂釜・浴槽)があります。
- ⑨ 入居前に、家賃3か月分の敷金を、指定する納入期限までに納めていただきます。
- ⑩ 申込みをしてから、入居可能日(鍵渡しの日)までは、書類審査などで通常2~3か月かかります。ご自身の入居希望日から、余裕をもって申込みしてください。

(2) 入居手続きについて

① 資格審査・入居に当たっての説明

入居の契約書類の準備をしていただきます。なお、連絡人が 1 人必要になります。

※ 連絡人は、上記⑤に記載した役割を担うことができる方に限ります。

※ そのほか、必要に応じて、いくつかの書類を提出していただく場合があります。

② 入居契約書類が全てそろい、審査し入居決定後、住宅の鍵渡しになります。

③ 入居可能日（鍵渡しの日）から 1 週間以内に入居していただきます。

* 公営住宅の家賃は原則、口座振替（市内に本支店のある金融機関、農協、ゆうちょ銀行に限ります。）で納付していただきます。

* 口座振替は、毎月月末（月末が休日の場合、翌営業日等）に当月分を口座振替します。

* 詳しい口座振替予定日は、毎年 2 月にお知らせします。

* 引き落とし不能とならないように、口座振替予定日の前日までに、口座へ入金してください。

5 家賃・共益費等と公営住宅のルール

(1) 入居後の経費

① 家賃

- ・ 家賃は、入居後、物価、近隣家賃、その他経済状況に変動が生じた場合など、見直しを行うことがありますので、あらかじめご承知おきください。
- ・ 家賃は、民間のアパートと異なり維持修繕などの経費（畳の表替え、汚損壁面の修復、破損ガラスの取替え等）を含んでいないため、修繕費用を入居者に負担していただく場合があります。
- ・ 特定公共賃貸住宅では、敷金がありますが、礼金はありません。
- ・ 家賃や駐車場使用料の支払いは、原則、口座振替です。

② 共益費、町内会費

- ・ 各住宅の共用部分（共同玄関・廊下・外灯・階段灯の電気代、その他共用部分の維持管理費等）に要するものが共益費となります。
- ・ 災害時をはじめ日常生活の中で様々な問題（環境、福祉、安全・安心、防災など）を住民相互が協力、連携し、解決していくために町内会があり、会の活動費（町内会費）は、各住宅の自治会で徴収しています。
環境美化活動やゴミ当番等、入居者が協力して実施しています。役員等も入居者が担っています。

(2) 入居する住宅の修繕等

- ① 住宅は、前入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して入居いただいています。
 - ※ 新築ではありません。ご了承ください。
 - ※ 居室内は入居者ご自身で清掃し、大切にご使用ください。
- ② 住宅には、お風呂（浴槽・風呂釜）はあります。
- ③ 返還時には入居者負担で最低限の修繕（畳の表替え、ふすまの張り替えなど）をしていただきますのでご承知おきください。
- ④ 住宅の様式替え等（エアコンの設置、ケーブルテレビ・BS・CSアンテナ等の配線など）を行う場合、「様式替え申請」が必要になります。
 - ※ 詳しくは、建築住宅課までお問い合わせください。

(3) 家賃または税金の滞納

- ① 家賃を滞納した場合は、住宅を明け渡していただきます。
- ② 家賃または税金を滞納している場合は、新たな親族の同居、入居名義の承継、駐車場の使用などは認めません。

(4) 連絡人を変更するとき

- ① 連絡人に変更がある場合は、「市営住宅連絡人変更届」を提出してください。

※ 詳しくは、建築住宅課までお問い合わせください。

(5) 住宅管理人

- ① 住宅管理人は、各住宅に入居している皆さんの中から代表を選出していただき、市と入居者のパイプ役を担っていますので、あらかじめご承知おきください。なお、任期は 1 年間です。

(6) 駐車場

- ① 次の表の住宅に有料駐車場を設置しています。ただし、空き待ちの場合もありますのでご確認ください。

有料駐車場を契約している方のみ「保管場所使用承諾証明書」を発行します。

- ② 駐車場を使用できる車両の大きさは、車幅 2.0m 以下、全長 5.0m 以下で、乗用自動車か 2 トン未満の貨物自動車です。
- ③ 駐車場使用料を 3 か月以上滞納した場合、有料駐車場は解約となります。なお、家賃・駐車場使用料を 1 か月でも滞納している場合には、車検等に必要「保管場所使用承諾証明書」は発行しません。
- ④ 有料駐車場は、原則、1 世帯 1 区画の使用になります。
2 台以上の車をお持ちの方は、周辺の民間駐車場を個別に契約してください。
- ⑤ 冬期間の除排雪については、市では一切行っていません。
駐車場利用者にて行っていただきますので、あらかじめご承知ください。

有料駐車場設置住宅（全て令和5年度現在）

※来客用駐車場を含む。

地区	住宅名	住宅戸数	駐車場区画数	駐車場使用料
高田地区	南城町 特定公共賃貸住宅	5	8	2,500円
直江津地区	黒井 //	10	16	1,900円
	春日新田 //	5	8	3,100円
	港町 特定公共賃貸住宅	35	35	2,300円
安塚区	板尾 //	5	13	1,500円
	安塚 //	2	5	1,700円
浦川原区	メゾン山崎	4	4	1,500円
大島区	深沢 特定公共賃貸住宅	8	10	1,400円
	中島 //（世帯用）	4	5	1,500円
	中島 //（単身用）	4	5	1,500円
牧区	小川 特定公共賃貸住宅	12	24	1,400円
	東荒井 //	8	16	1,500円
頸城区	南川 //	32	67	2,100円
吉川区	ハイツ桜咲	16	30	1,600円
清里区	平成 特定公共賃貸住宅	4	8	1,700円

(7) 住宅内で守るべきルール

- ① 住宅内で円満な共同生活を乱す迷惑行為をしない。
- ② 犬・猫・ニワトリ・鳥・ウサギ等の動物・生き物などペットの飼育はできません。（餌付け行為を含む。）
- ③ 集合住宅のため、騒音や振動など、近隣の方へ配慮した生活をしてください。
- ④ 階段、廊下、ベランダ等は、火災や地震などの緊急時の避難経路になっていますので、私物を置くことは一切禁止します。
- ⑤ 台所流し台、風呂、洗面台などの排水設備は、適宜清掃してください。各住居内の排水管は、各個人で清掃が必要です。

また、各棟の共同管は使用している入居者の皆さんで清掃していただくこととなります。

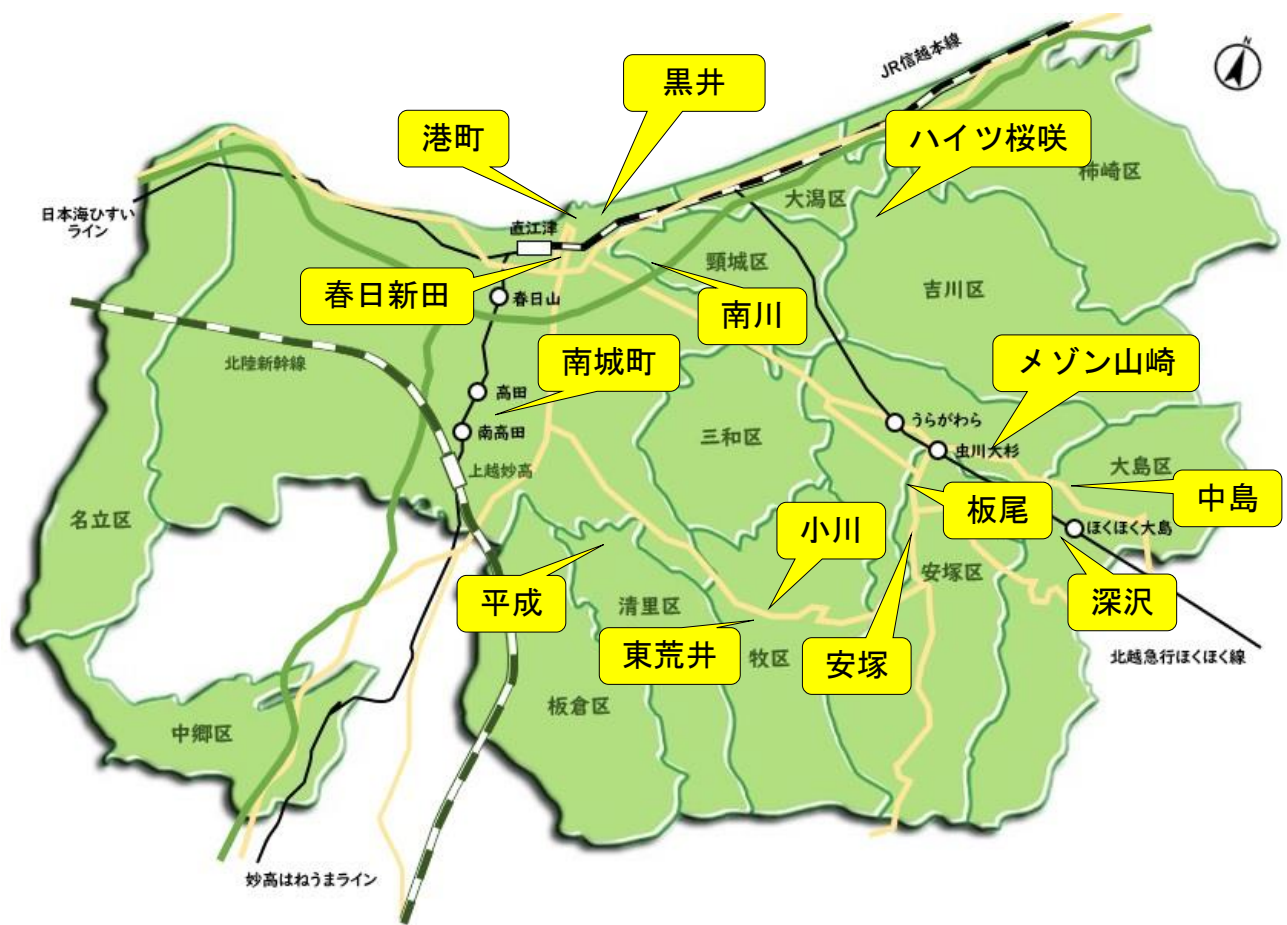
- ⑥ 室内の修繕は、原則、入居者負担となります。
- ⑦ 住民間のトラブルは、当事者間で対応してください。

* 著しく逸脱した行為がある場合は、
住宅を明け渡していただきます。

(8) 暴力団員に関する注意点

- ① 暴力団員が入居していることが判明した場合、理由を問わず住宅を明け渡していただきます。

6 案内図



7 市内の住宅一覧

地区	名称	建設年度	所在地	構造	棟数	戸数	家賃		駐車場料金
							区分	月額	
高田地区	南城町	H11	南城町1丁目 6番30号	木造 2階建	1	2	2DK	42,000円	2,500円
						3	3LDK	51,000円	
直江津地区	黒井	H11	黒井 1888番地1	木造 2階建	2	4	2DK	35,000円	1,900円
	春日新田	H11	春日新田 1丁目24番 11号			6	3LDK	45,000円	
				港町	H13	港町2丁目 6番4号 (エレベーターあり)	鉄筋 14階建	1	2
	3	3LDK	49,000円						
	3★	1LDK	55,000~ 58,000円						
	2★	2LDK	67,000円						
	8	2LDK	48,000~ 51,000円						
20	3LDK	54,000~ 60,000円							
1	2LDK	72,000円							
1	3LDK	67,000円							
安塚区	板尾	H11	板尾259-6	高床木造 平屋	1	1	3LDK	42,000円	1,500円
			板尾259-7			1			
			板尾259-8			1			
			板尾259-9	1	1				
			板尾259-10	1	1				
安塚	H11	安塚 792番地	高床木造 平屋	2	2	45,000円	1,700円		
浦川原区	メゾン 山崎	H10	中猪子田 3169番地3 (エレベーターあり)	鉄筋 5階建	1	4	3LDK	38,000円	1,500円
大島区	深沢	H10	下達 1583番地1	高床木造 2階建	1	8	3LDK	32,000円	1,400円
	中島(世帯用)	H14	大平 5181番地6	高床木造 平屋	1	4	2LDK	40,000円	1,500円
	中島(単身用)				1	4	1LDK	22,000円	
牧区	小川	H12	小川 1874番地1	高床木造 2階建	1	4	3LDK	35,000円	1,400円
		H14				4		37,000円	
		H16				4		38,000円	
	東荒井	H15	荒井 834、836	高床木造 平屋	2	2		36,000円	1,500円
			荒井 835、837	木造平屋	2	2		36,000円	
		H18	荒井 838、841、 843、849	高床木造 平屋	4	4		38,000円	
頸城区	南川	H15	松本 1番地109 (エレベーターあり)	中耐 4階建	1	4	2LDK	38,000円	2,100円
28	3LDK	50,000円							
吉川区	ハイツ 桜咲	H13	大乘寺 811番地1	木造 2階建	2	8	3LDK	41,000円	1,600円
		H14			2	8			
清里区	平成	H15	平成 261番地34	高床木造 平屋	1	2	2LDK	35,000円	1,700円
1	2								

※★はリノベーション工事をした部屋です。 ※大島区中島のみ、単身用があります。

8 間取・設備一覧

地区	名称	部屋の大きさ												設備設置				
		間取	洋	和	洋	洋	洋	和	洋	洋	洋	和	洋	DK	バス	ベランダ	車庫	
			9	8	8	7	6.5	6	6	5.5	5	4.5	4.5					
高田区	南城町	2DK		1					1					○	○	○	—	
		3LDK		1				1	1					○	○	○	—	
直江津地区	黒井	2DK						1	1					○	○	○	—	
		3LDK				1		2						○	○	○	—	
	春日新田	2DK		1					1					○	○	○	—	
		3LDK		1					1	1				○	○	○	—	
	港町	1LDK★								1					○	○	○	—
		2LDK★								2					○	○	○	—
		2LDK								2					○	○	○	
		3LDK					2		1						○	○	○	
2LDK		1				1								○	○	○	—	
3LDK					1					1	1		○	○	○	—		
安塚区	板尾	3LDK		1	2									○	○	○	—	
		3LDK		1	2									○	○	○	—	
		3LDK		1	2									○	○	○	—	
		3LDK		1	2									○	○	○	○	
		3LDK		1	2									○	○	○	○	
	安塚	3LDK		1	2									○	○	○	—	
浦川原区	メゾン山崎	3LDK					1	1				1		○	○	○	—	
大島区	深沢	3LDK						1			2			○	○	—	—	
	中島(世帯)	2LDK		1	1									○	○	—	—	
	中島(単身)	1LDK				1								○	○	—	—	
牧区	小川	3LDK				1						1	1	○	○	—	—	
		3LDK				1						1	1	○	○	—	—	
		3LDK				1						1	1	○	○	—	—	
	東荒井	3LDK				1					2				○	○	—	○
		3LDK				1					2				○	○	—	○
頸城区	南川	3LDK						1	2					○	○	○	—	
		3LDK						2	1					○	○	○	—	
		2LDK						1	1					○	○	○	—	
吉川区	ハイツ桜咲	3LDK						1					2	○	○	○	—	
		3LDK						1					2	○	○	○	—	
清里区	平成	2LDK			1		1							○	○	○	○	
		2LDK		1		1								○	○	○	○	

9 入居申込みに必要な書類

次の書類を提出してください。（郵送による提出はできません。）

提出する方	チェック	提出書類名	備考
代表者		①市営住宅入居申込書 (様式があります。)	
代表者		②世帯全員の住民票 (世帯主名、続柄の記載のもの。外国人住民の方は、更に国籍、在留資格を記載したもの)	市役所、町村役場で発行
代表者		③同意書 (様式があります。)	

また、以下に該当する場合は、それぞれの書類を提出してください。

提出する方	チェック	提出書類名	備考
上越市外にお住いの15歳以上の方		④納税証明書、または市税等の滞納がない事を証明できる書類	市役所、町村役場で発行
1～6月に入居を申し込む方		⑤前年の源泉徴収票のコピーまたは所得税、住民税の申告書のコピー	前年1月以降に就職・転職した方は代わりに⑦の書類を、前年1月以降に年金を受給開始した方は代わりに⑧の書類を提出
7～12月に入居を申し込む方		⑥所得・課税証明書 (市役所、町村役場で発行)	
前年1月以降に転職・就職した方		⑦給与等証明書 (様式があります。)	勤務先で記載してもらいます。
老齢年金等を受給している方		⑧年金支払額通知書のコピー(直近のもの)	障害者年金、遺族年金の受給者は、提出不要です。
65歳未満で、無職の方		⑨離職票のコピー、雇用保険受給資格者証のコピー、無職申立書のいずれか	無職申立書は様式があります。
65歳未満で、退職予定の方		⑩退職予定証明書 (様式があります。)	勤務先で記載してもらいます。
16歳以上23歳未満または70歳以上の扶養親族、同居外扶養親族がいる方		⑪源泉徴収票のコピー、所得税、住民税の申告書のコピー	扶養していることが証明できる書類を提出してください。
障害者手帳・療育手帳をお持ちの方		⑫障害者手帳または療育手帳のコピー	
単身で入居を申し込む方、配偶者と離婚・死別した方、非婚の母・父の方		⑬戸籍謄本 ・離婚した方は「離婚」又は「戸籍法第77条の2の届出」の記載のあるもの ・死別の方は「死別」の記載のあるもの ・婚姻歴がなく法律婚によらないで母又は父となったことの記載のあるもの	本籍地の市役所、町村役場で発行
婚約をしている方		⑭婚約証明書 (様式があります。)	
離婚協議中の方(裁判所が関わっている方)		⑮申立書および事件継続証明書 (申立書は記載例があります。)	事件継続証明書は、家庭裁判所で発行してもらいます。
離婚協議中の方(裁判所が関わっていない方)		⑯申立書および身元保証書、事実証明書(記載例があります。)	・身元保証書は、親族が作成 ・事実証明書は知人又は友人が作成

※ 世帯の状況に応じて、このほかの書類の提出をお願いする場合があります。